

「海ゆかば」歌考

藤原 享 和

一、問題の所在

『万葉集』巻第一八―四〇九四番歌（以下「四〇九四番歌」と言う）は、題詞に「陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌」とあるように、大伴家持が天平勝宝元（七四九）年四月朔の聖武天皇の宣命「陸奥国に黄金出でたる時盧舍那仏像の前に謝して白さしめ給へる宣命」（『続日本紀』巻第一七天平勝宝元年四月朔条。『続日本紀』第一二詔）に続く聖武天皇の同日の宣命「同じ時に慶びを臣民に分ち給へる宣命」（同条。『続日本紀』第一三詔。以下「二三詔」と言う）を受けて詠んだ長歌である。その中の、

海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ かへり見は せじ
【海行者 美都久屍 山行者 草牟須屍 大皇乃 敝尔許曾 死米 可敝里見波 勢目】

（一）内は校訂本文の表記。以下同じ。）

の部分（以下「四〇九四番歌当該部」と言う）は、一七世紀に北村季吟が『万葉拾穂抄』において「君のためと身をなして海行は水に死し、山ゆかは山に死なん。更に身をかへり見じと也。」と解釈しているが、その後現代に至るまで管見のかぎり大きな解釈の変更はなく、本稿執筆時における最も新しい注釈である稲岡耕二の『和歌文学大系 4 万葉集（四）』（二〇一五年五月発行）でも「海に行くのなら水につかつた屍^ねかば、山に行くのなら草むした屍をさらしても、大君のおそばで死のう、我が身を顧みたりはしない^③」となっている。

北村季吟以来の注釈の多くは右の二者の解釈の範囲を大きく出るものではなく、海や山の屍を大伴氏の屍と解していると見られるものが圧倒的に多いが、この間三〇〇年余に世に出た注釈書を精査すると、下河辺長流が『万葉集管見』において「海路に死なば水つくかはね、山路に死なば草むス屍トいふ也。大君のへは辺

也。君辺^{ミナト}といふ心也。天皇ノ御ために我か命をはかへりみじと言^{コト}立^ツしたると也^③」と述べているのを嚆矢として、海や山の屍と大伴氏の屍の関係を直接述べない解釈も少数ながら存在する^⑤。しかし、これらもこの歌に海や山で屍となる大伴氏の覚悟が込められていることを否定する解釈ではない。

金井清光は「仏教民俗学から見た『海行かば水漬く屍』」において「海行かば水漬く屍、山行かば草むす屍になるのは名もなき庶民のこと。わが大伴一族は常に大君のお側にお仕えして死ぬのだ。けっして一身をかえりみることはしない。たとえ大君に従って海や山の戦場に赴いて戦死し、水漬く屍や草むす屍になろうとも、それは名もなき庶民の平凡な死とはまったく違う^⑥。」という斬新な解釈を示している。しかしこの金井の解釈も、前半では海や山の屍は庶民の屍で大伴氏の屍とは違ふと述べているかに見えるが、後半では、大伴氏は自らを顧みず大君に従って海や山で戦って屍になったのであり、海や山で平凡な死を遂げた結果としてそこにある庶民の屍とは違うということを言っているのであつて、やはり大伴氏が海や山で屍になることを覚悟している歌と解釈していることには相違ない。

つまり、近世初頭以来現在に至るまで、

海では水びたしの屍、山では草むした屍＝天皇の側で死ぬ大伴氏

という図式を積極的に否定する注釈は見いだせない。逆に言うとも右記の図式が四〇九四番歌当該部の極めて安定的な解釈であり続けたことである。

しかし、この解釈の図式は無批判に受け入れてよいものであるうか。四〇九四番歌で大伴氏が「大君の 辺にこそ死なめ」と「言立て」たとき、それは海や山で屍をさらすことを意味するのであるうか。この課題を明らかにするのが本稿の目的である。

二、一三詔歌謡部と四〇九四番歌該当部の異同の意味

前項に示した課題を明らかにするため、本項では一三詔と四〇九四番歌の表現の比較検討を試みる。

本稿冒頭にも述べたように、天平勝宝元（七四九）年四月朔に聖武天皇が発した一三詔を受けて同年五月十二日に四〇九四番歌が作られ、両者の関係が密接不可分であることは疑いの余地がない。折口信夫の「割り符を合せる様になつてある」という表現に代表されるように、両者相互に矛盾のないことは諸先学によって肯定されているところである^⑧。市瀬雅之は『出金詔書歌』の詠作動機^⑨で四〇九四番歌を七つの部分に分け、それらのすべての部分が一三詔の何れかの文言と対応していることを左表のとおり提示した。

1 葦原の 瑞穂の国を 天降り 知らしめしける 皇祖の 神の命の 御代重ね 天の日継と 知らし来る 君の御 代御代 敷きませる 四方の國には 山川を 広み厚み と 奉る 御調宝は 数へ得ず 尽くしもかねつ 2 然れども 我が大君の 諸人を 誘ひたまひ 良き事を 始めたまひて 金かも たしけくあらむと 思ほして 下留ますに	1 高天原に天降り坐しし天皇が御世を始めて中今に至るま でに、天皇が御世御世天日嗣高御座に坐して治め賜ひ恵 び賜ひ来る食國天下の業となも神奈我良も念ほしめさく と宣りたまふ大命を衆聞食へよと宣りたまふ。 2 衆人をいざなひ奉りて仕へ奉る心は、禍ひ思みて善く成 り、危き変りて全く平らがむと念ほして仕へ奉る間に、 衆人は成らじかと疑ひ、朕は金少なけむと念ほし憂ひつ つあるに、
3 鶏が鳴く 東の國の 陸奥の 小田なる山に 金ありと 申したまへれ 4 御心を 明らめたまひ 天地の 神相うつなひ 5 皇祖の 御靈助けて 遠き代に かかりしことを 朕が 御代に 願はしてあれば 6 食す國は 榮えむものと 神ながら 思ほしめしても ののふの 八十伴の緒を まつるへの 向けのまにまに 老人も 女童も しが願ふ 心足らひに 撫でたまひ 治めたまへば	4 天坐神・地坐神の相うつなひ奉りきはへ奉り、 5 天皇の御靈たちの恵び賜ひ撫で賜ふ事に依りて願ひ示し 給ふ物にあるらしと念ほし召せば、 6 是を以て念ほせば男のみ父の名負て女はいはれぬものに あれや、立ち雙び仕へ奉るし理なりとなも念ほす。父が かくしまに在れと念ひておもおけ敷へむ事過たず失は ず家門荒らさずして天皇が朝に仕へ奉れとしてなも汝た ちを治め賜ふ。 7 また大伴・佐伯宿禰は常も云ふ如く、天皇が朝守り仕え 奉る事願みなき人どもにあれば、汝たちの祖どもの云ひ 来らく、海行かばみづく屍山行かば草むす屍王のへにこ そ死なめのどは死なじ、と云来る人どもとなも聞こし めす。
7 こをしも あやに貴み 嬉しけく いよよ思ひて 大 伴の 遠つ神祖の その名をば 大久米主と 負ひ持ち て 仕へし官 海行かば 水漬く屍 山行かば 草むす 屍 大君の 辺にこそ死なめ 願ひは せじと言立て ますらをの 清きその名を 古よ 今の現に 流さへる 祖の子とぞそ 大伴と 佐伯の氏は 大君の 立つる 言立て 人の子は 祖の名絶たず 大君に まつるふも のと言ひ継げる 言の宮そ 梓弓 手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り佩き 朝守り 夕の守りに 大君の御 門の守り 我をおきて 人はあるじと いや立て 思ひ し増さる 大君の 命の幸のへに云ふ、「を」 聞けば 貴みへに云ふ、「貴くしあれば」	

市瀬雅之『大伴家持論－文学と氏族伝統－』1997年、おうふう 129、130 頁より

このように四〇九四番歌のすべての部分は二三詔の章句を受けたものであり、二三詔の各部分と矛盾なく対応しているように見える。しかし、注意深く見ると四〇九四番歌と二三詔中の歌謡（以下「二三詔歌謡部」と言う）の表現には次のとおりA～Gの七箇所には差がある。比較の便のため小字はすべて大字にして示す。

	A	B	C	D	E	F	G
（四〇九四番歌当該部）	海行	美	久	山	行	美	久
（二三詔歌謡部）	海行	波	美	豆	久	山	行
				波	草	牟	須
				屍	王	乃	幣
				尔	去	曾	死
				米	能	杼	尔
				波	不	死	
							自

これらの相違のうち、万葉仮名A、B、C、E、Fについては、音は同じであって特に意味の上で差をもたらず相違ではない。Eの「幣」、「敝」はともに甲類、Fの「去」、「許」もともに乙類である。しかし、D、Gの差は看過できない。

ア、Dについて

家持は四〇九四番歌当該部において「おほきみ」に「大皇」の文字を宛てているが、自余の『万葉集』の歌の中で家持は「おほきみ」にどのような文字を使用しているか、またその文字の違いは何らかの意味の差を有するものかを検討するため、左に『万葉集』における大伴家持「おほきみ」用例用字一覧を掲げる。

『万葉集』における大伴家持「おほきみ」用例用字一覧

（凡例）①～⑧「おほきみ」の原表記（校訂本文表記）

卷一歌番号【歌の原表記（校訂本文表記）】（i、

ii及び□は藤原が附した）

↓当該歌で「おほきみ」と表現された対象（判

断理由）

①【王】

三一四七五【挂卷母 綾尔恐之 言卷毛 齋忌志伎可物 吾

王 御子乃命……】

↓安積皇子（題詞に「十六年甲申春二月安積皇子薨之時内

舍人大伴宿祢家持作歌六首」とあり）

三一四七六（反歌）【吾王 天所知牟登 不思者 於保尔曾

見谿流 和豆香蘇麻山】

↓安積皇子（同右）

三一四七七（反歌）【足檜木乃 山左倍光 咲花乃 散去如

寸 吾王香聞】

↓安積皇子（同右）

三一四七八（反歌）【挂卷毛 文尔恐之 吾王 皇子之命

……】

↓安積皇子（同右）

②「大王」

一七一三九五七【安麻射加流 比奈乎佐米尔等 大王能

麻氣乃麻尔末尔……】

↓聖武天皇（家持越中国司任命時（七四六年）の天皇は聖

武）

一七一三九六二【大王能 麻氣能麻尔々々 大夫之情布

里於許之……】

↓聖武天皇（同右）

一七一三九九八【……大王能 美許登加之古美 阿之比奇

能 夜麻古要奴由伎……】

↓聖武天皇（同右）

一七一四〇一一【大王乃 等保能美可度曾 美雪落 越登

名尔於敝流 安麻射可流 比奈尔之安礼婆

……】

↓天皇（「とほのみかど」にかかつており、特定の天皇で

はない）

一九一四一五四【……科坂在 故志尔之須米婆 大王之

敷座國者 京師乎母 此間毛於夜自等…

…】

↓天皇（「しきますくに」にかかつており、特定の天皇で

はない）

二〇一四三九八【大王乃 美已等可之古美 都麻和可礼

可奈之久波安礼特 大夫 情布里於許之

……】

↓天皇（題詞に「為防人情陳思作歌」とある。天皇の命令

で出征する防人の気持ちを付度して表現してお

り、ここでは特定の天皇ではない。）

③「天皇」

六一一〇三二【天皇之 行幸之隨 吾妹子之 手枕不卷

月曾歴去家留】

↓聖武天皇（聖武天皇の東国巡幸に供奉したときの歌であ

る）

④「大皇」

一八一四〇六三【等許余物能 己乃多知婆奈能 伊夜弓里尔

和期天皇波 伊麻毛見流其登】

↓元正太上天皇（題詞に「太上皇御在於難波宮之時歌七首

「清足姬天皇也」と記された七首の歌の後

の、題詞「後追和橘歌二首」を有する歌。

〔清足姬天皇〕は元正)

一八—四〇六四 **〔天皇波〕** 等吉波尔麻佐牟 多知婆奈乃

等能乃多知婆奈 比多氏里尔之弓

↓元正太上天皇 (同右)

一八—四二六六 **〔……青丹余志 奈良能京師尔 万代尔 國**

所知等 安美知之 吾**〔天皇〕**乃 神奈我良

於母保之賣志弓……)

↓天皇 (作歌年代の記載なし。題詞に「為應詔儲作歌」とあり、どの天皇のお召しにも対応可能な表現と考えられる。)

一九—四二七二 **〔天地尔 足之照而 吾〔天皇〕 之伎座婆可**

母 樂伎小里〕

↓聖武太上天皇 (題詞に「在於左大臣橘朝臣宅肆宴歌四

首」とあるものの四首目。一首目の左注に

「太上天皇御歌」とあるので、聖武太上天

皇が橘諸兄宅に御幸したときの表現と考え

られる。)

⑤「皇」

八—二五五四 **〔皇〕**之 御笠乃山能 秋黄葉 今日之鍾札尔

散香過奈牟

↓天皇 (「おほきみ」は三笠の枕詞。「天皇の御笠」が由来であろう。)

⑥仮名書 (「於保吉民」「於保支見」「於保吉美」)

一七—三九六九 **〔於保吉民〕**能 麻氣乃麻尔々々 之奈射可

流 故之乎袁佐米尔……)

↓聖武天皇 (家持は聖武天皇の命で越中国守に任ぜられ

た)

一八—四一一三 **〔於保支見〕**能 等保能美可等々 末支太末

不 官乃末尔末……)

↓天皇 (「とはのみかど」にかかつており、特定の天皇ではない)

一八—四一一六 **〔於保支見〕**能 末支能末尔々々 等里毛知

氏 都可布流久尔能……)

↓聖武天皇 (家持は聖武天皇の命で越中国守に任ぜられ

た)

二〇—四五〇九 **〔波布久受能 多要受之努波牟 〔於保吉美〕**

乃 賣之思野邊尔波 之米由布倍之母〕

↓聖武太上天皇 (聖武崩御後にその遺愛の地を詠んでい

る)

⑦「大王」「天皇」「於保伎美」混在 (長反歌の範囲で混在も含む)

一八—四〇九八 **〔……毛能乃敷能 夜蘇等母能乎毛 於能我**

於弊流 於能我名負弓 i**〔大王〕**乃 麻氣

能麻尔々々 此河能 多由流許等奈久……)

一八—四〇九九（反歌）【伊尔之敝乎 於母保須良之母 和

期 ii 於保伎美 余思努乃美夜乎 安里我
欲比賣須】

↓ i 聖武天皇（題詞に「為幸行芳野離宮之時儲作歌」とあり、聖武天皇吉野行幸に備えて作られた歌である）

↓ ii 聖武天皇（同右）

一九—四二二四【天地之 初時從 宇都曾美能 八十伴男者
i 天王 尔 麻都呂布物跡 定有 官尔之
在者 ii 天皇之 命恐 夷放 國乎治等
……】

↓ i 天皇（「官人達は天皇に従うもの」という歌の文脈）

↓ ii 聖武天皇（家持は聖武天皇の命で越中国守に任ぜられた）

二〇—四三三二

【i 天皇乃 等保能朝廷等 之良奴日 筑
紫國波……麻佐吉久母 波夜久伊多里弓

ii 天王乃 美許等能麻尔末 麻須良男乃

許己呂乎母知弓 安里米具理……】

↓ i 天皇（「とはのみかど」にかかっており、特定の天皇ではない）

↓ ii 天皇（題詞に「追痛防人悲別之心作歌」とある。天皇の命令で巡察する防人の気持ちを付度して表現しており、ここでは特定の天皇ではない。）

二〇—四三六〇

【i 天皇[※]乃 等保伎美与尔毛 於之豆流
難波乃尔々 阿米能之多 之良志賣之伎
等……可氣麻久毛 安夜尔可之古志 可武
奈我良 和其 ii 天王乃 宇知奈妣久 春
初波……】

※依拠テキストの読みは「すめろき」であるが、原表記が「天皇」であるので用例として掲げた。

↓ i 仁徳天皇（「とはきみよにも おしてる なにはのくにに あめのした しらしめしきと」に続いており、古い時代の難波宮の天皇即ち仁徳）

↓ ii 孝謙天皇（詠作当時の天皇は孝謙）

二〇—四四〇八

【i 天王乃 麻氣乃麻尔々々 嶋守尔 和
我多知久礼婆……和可礼加弓尔等 比伎等
騰米 之多比之毛能乎 ii 天皇乃 美許
等可之古美 多麻保己乃 美知尔出立……】

↓ i 天皇（題詞に「陳防人悲別之情歌」とある。天皇の命令で出征する防人の気持ちを付度して表現しており、ここでは特定の天皇ではない。）

↓ ii 天皇（同右）

⑧「皇」「大皇」混在

一九四二五四【……千代累 弥嗣繼尔 所知来流 天乃日

繼等 神奈我良 吾ⁱ皇乃 天下 治賜
者……天地 日月等登聞仁 万世尔 記續
牟曾 八隅知之 吾ⁱⁱ天皇 秋花 之我
色々尔 見賜……】

↓i孝謙天皇（国土を平定し治めてきた歴代天皇の日繼の皇子である当代天皇）

↓ii孝謙天皇（末永く書き残されるであろう当代天皇）

このように、家持は『万葉集』中の歌において「おほきみ」と言う語を書き表すのに、「王」、「大王」、「天皇」、「大皇」、「皇」及び仮名書き（「於保吉民」、「於保支見」、「於保吉美」、「於保伎美」）の六種類（仮名書きは一種類とみなした）の表記を用いているが、①に列挙したとおり「王」の表記を用いているものはずべて安積皇子を指しており、天皇や上皇を指す例がなく、逆に②以下の表記（「大王」、「天皇」、「大皇」、「皇」、仮名書き）を用いた場合は必ず天皇・上皇を指し、それ以外を意味することがない。ここに家持の明確な書き分けを認めることができる。

また、⑦、⑧のように一首のうちに天皇を意味する「おほきみ」を複数回詠み込む場合、家持は同一表記を重ねて用いることを例外なく避けている。⑦に示した巻第一八四〇九八番歌と四〇九九番歌のように連続する長反歌両方に天皇を意味する「おほ

きみ」を詠み込む場合にも、長歌では「大王」、反歌では「於保伎美」を用い、同一表記を避けているのである。しかし、同じく連続する長反歌でも①に示した巻第三一四七五番歌と三七六番歌のように天皇を意味せず安積親王を意味する「おほきみ」の場合は両方に「王」を用いて表記の変更は行わない。安積親王の場合「王」以外の表現は採らないのである。

このように、家持は歌の表記にも大いに配慮して「おほきみ」を書き分けていたことは疑いの余地がない。そのような家持は、天皇の意味で「おほきみ」を複数回用いる場合、「大王」と「天皇」、「皇」と「大皇」のような表記の変更を意図的に行うが、「王」を用いることは決してなかった。家持は天皇を意味する「おほきみ」に「王」の表記は用いないのである。

1、Gについて

家持が四〇九四番歌を詠む契機となり、同歌の内容・表現を形作る基となった一三詔では「おほきみ」にどのような文字を宛てているかを検討するため、『統日本紀』宣命における「おほきみ」用例用字一覧を左に掲げる。¹⁾

『統日本紀』宣命における「おほきみ」用例用字一覧

（凡例）宣命番号（下した天皇・太上天皇）【宣命の原表記

（校訂本文表記）（□は藤原が附した。○

の数字は本表における通し番号である。）

↓当該宣命で「おほきみ」と表現された対象（人物）

第三詔（元明宣）【我①^①王朕子天皇^{乃詔入羅}】

↓①子である天皇（文武）

第五詔（聖武宣）【皇祖母坐々^志掛畏^岐我②^②王天皇^{尔授奉岐}】

↓②太上天皇（元明）

【天日嗣高御座食国天下之業^乎、吾子美麻斯

③^③王^尔、授賜讓賜】

↓③子である天皇（聖武—實際は元正の甥—）

第六詔（聖武宣）【我④^④王太上天皇大前^{尔恐古士}進退匍匐廻^{理保}白賜^{比受被賜久者}、】

↓④太上天皇（元正）

第七詔（聖武宣）【現神大八洲国所知倭根子天皇我⑤^⑤王祖母

天皇^⑥】

↓⑤太上天皇（元明）

【我兒我⑥^⑥王】

↓⑥子である天皇（聖武—實際は元明の孫—）

第九詔（聖武宣）【皇太子、斯⑦^⑦王^{尔志}頂令荷^弓、我⑧^⑧王

天皇大前^尔貢事^{乎奏}】

↓⑦皇太子（阿倍内親王—後の孝謙天皇—）

↓⑧太上天皇（元正）

第一〇詔（元正—太上天皇—宣）【国宝^{等之}此⑨^⑨王^乎令供奉賜^波】

↓⑨皇太子（阿倍内親王—後の孝謙天皇—）

第一四詔（聖武宣）【天川日嗣高御座乃業者、朕子⑩^⑩王^尔授賜^止】

勅天皇御命^乎】

↓⑩皇太子（阿倍内親王—後の孝謙天皇—）

（孝謙宣）【挂畏我⑪^⑪王天皇、斯天^川日嗣高御座乃業^乎受賜^弓】

↓⑪天皇（聖武）

第一九詔（孝謙宣）【然後廢帝、四⑫^⑫王^尔之中^尔簡而為君^乎止謀而】

↓⑫諸王（塩焼王・道祖王・安宿王・黄文王）

第二〇詔（孝謙宣）【塩焼⑬^⑬王者、唯預四⑭^⑭王之列。然不会謀

庭】

↓⑬諸王（塩焼王）

↓⑭諸王（塩焼王・道祖王・安宿王・黄文王）

第二四詔（淳仁宣）【掛畏現神坐倭根子天皇我⑮^⑮王】

↓⑮天皇（孝謙）

第二五詔（淳仁宣）【掛畏我⑯^⑯王聖太上天皇御所】

↓⑯太上天皇（孝謙）

第二九詔（孝謙宣）【天下^方朕子^{伊末}之仁^之授給。事^乎云^方、⑰^⑰王^乎奴^止成毛^止、奴⑱^⑱王^止云毛^止、汝^乃為^乎未^尔仁^止】

↓⑰、⑱皇族

第三〇詔（孝謙宣）【親王^{乃名波下弓}⑲^⑲諸王^等成^弓隱岐国^尔流賜

布^布】

↓⑲諸王（船王）

【親王^{乃名波下賜天}⑳^⑳諸王^{等志}土左国^尔流賜

止^布】

【親王^{乃名波下賜天}㉑^㉑諸王^{等志}土左国^尔流賜

止^布】

↓20諸王（池田王）

第五九詔（光仁宣）

【此²¹王^波弱時余^利朝夕^止朕^尔從^天至今^天麻^奈忘^奈事^良無久仕奉^乎見^波仁孝会厚²²王^尔在^止奈^神神^良所^奈知^良食。其仁孝者百行之基^奈會^毛百足之虫乃至死不顧事^波輔^乎多^奈美^止聞^奈食。衆諸如此乃^乃狀悟^弓清直心^乎知^毛此²³王^乎輔^天導^天天下百姓^乎可^乎令^乎撫育^止宣。】

↓21、22、23皇太子（山部親王—後の桓武天皇、この宣命時は皇太子）

第六一詔（桓武宣）

↓24天皇（光仁）

【挂畏現神坐倭根子天皇²⁴皇^我】

この一覧を見ると、『続日本紀』宣命では「おほきみ」と言う語を書き表すのに「王」、「皇」、「諸王」の三種類の表記を用いていることがわかる。表記ごとに整理すると次のとおりとなる。

「王」表記の場合

「子である天皇」(①、③、⑥)

「皇太子」(⑦、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭)

「諸王」(⑫、⑬、⑭)

「皇族」(⑬、⑭)

「太上天皇」(⑤)

このように、一五例中一一例が皇太子・諸王・皇族を指し、天皇を指すのは僅か三例であるが、そのすべてが

【王朕子天皇】(①)、【吾子美麻斯王】(③)、【我見我王】

(⑥) という表記となっており、「子である天皇」という文脈でしか用いられていないことがわかる。残る一例

(⑤) は太上天皇を指すが、これは【王祖母天皇】という表記がなされており、「王」のみで太上天皇を指すことはない。【王祖母天皇】という表記で太上天皇を示すということは、逆に考えれば「王」表記のみでは太上天皇を指さないということである。

「皇」表記の場合

「天皇」(⑪、⑮、⑲)

「上皇」(②、④、⑧、⑯)

「諸王」の表記の場合

「諸王」(⑬、⑳)

三、異同D、Gの意味するもの

A、D「おほきみ」

本稿冒頭にも述べたように、天平勝宝元（七四九）年四月朔に聖武天皇が発した一三詔を受けて同年五月十二日に四〇九四番歌が作られ、両者の関係が密接不可分であることは疑いの余地がない。

そこで、四〇九四番歌詠作の動機となった一三詔歌謡部の「おほきみ」表記を見ると、先にも示したとおり、【……山行波草牟

須屍王乃幣尔去曾死米……」となっており、さらに「王」の前に【朕子】、「吾子」、「我児」、「王」の後に【祖母天皇】等も着いていない。つまり、一三詔歌謡部の「王」は他の宣命の「おほきみ」の表記に照らせば、天皇や太上天皇ではない皇族を示すものとなっているのである。

これは看過できない事実である。つまり、一三詔歌謡部における【王乃幣尔去曾死米】と言う表現は、天皇以外の皇族のお側で死ぬことも含んでしまうことになる。

一三詔で大臣氏が称揚されたことに感激して四〇九四番歌を作った家持からすれば、(天皇以外の皇族も含む表現である)「王」のお側で死にたいという一三詔歌謡部の表現を自らの歌に用いることはできなかった。先に検討したとおり、家持が『万葉集』の自作歌の中で「おほきみ」に「王」の表記を宛てている場合は例外なく安積皇子を指しており、天皇や上皇を意味する例はない。では四〇九四番歌で家持は「おほきみ」をどのような文字で表現しているか。

『万葉集』巻第一八—四〇九四番歌

陸奥国に金を出だす詔書を賀く歌一首(并せて短歌)

葦原の 瑞穂の国を 天下り 知らしめしける 天皇の
神の尊の 御代重ね 天の日継と 知らし来る 君の御代御
代 敷きませる 四方の国には 山川を 広み厚みと 奉る
御調宝は 数へ得ず 尽くしもかねつ 然れども 我が大君

①【大王】の 諸人を 誘ひたまひ 良き事を 始めたまひ
て 金かも たしけくあらむと 思ほして 下悩ますに 鶏
が鳴く 東の国の 陸奥の 小田なる山に 金ありと 奏し
たまへれ 御心を 明らめたまひ 天地の 神相うづなひ
天皇の み靈助けて 遠き代に かかりしことを 朕が御代
に 顕はしてあれば 食す国は 栄えむものと 神ながら
思ほしめして ものふの 八十伴の緒を まつろへの 向
けのまにまに 老人も 女童も しが願ふ 心足らひに 撫
でたまひ 治めたまへば こををしも あやに貴み 嬉しけ
く いよよ思ひて 大伴の 遠つ神祖の その名をば 大来
目主と 負ひ持ちて 仕へし官 海行かば 水漬く屍 山行
かば 草生す屍 大君②【天皇】の 辺にこそ死なめ かへ
り見は せじと言立て ますらをの 清きその名を 古よ
今の現に 流さへる 親の子どもそ 大伴と 佐伯の氏は
人の祖の 立つる言立て 人の子は 祖の名絶たず 大君③
【大君】に まつろふものと 言ひ継げる 言の官そ 梓弓
手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り佩き 朝守り 夕の守り
に 大君④【大王】の 御門の守り 我をおきて また人は
あらじと いや立て 思ひし増さる 大君⑤【天皇】の 命
の幸の(一に云ふ「を」 聞けば貴み(一に云ふ「貴くしあ
れば」)

右のように四〇九四番歌では「おほきみ」が五回詠まれている

が、順に①「大王」、②「大皇」、③「大君」、④「大王」、⑤「大皇」と三種の表記を用いて同一表記の連続が避けられている。歌意からみると、①、⑤は聖武天皇を、②、③、④は歴代の天皇を指しており、少なくともこの歌においてそれぞれの表記は互換性を有しているはずであるが、②の「おほきみの へにこそしなめ」では「大皇」表記があてられている。家持は「一三詔歌謡部の「おほきみ【王】」に対応する四〇九四番歌当該部の「おほきみ」の表記に意識的に【大皇】を宛てた可能性が高いのである。そして、先に掲げたとおり家持が「大皇」を用いる場合は必ず天皇または上皇を指す。つまり、一三詔歌謡部の用字「王」では天皇以外の皇族も含んでしまう可能性があるところを、家持は四〇九四番歌当該部では「大皇」を用いて表現し、あくまで「天皇の」お側で死ぬ覚悟を表したのであった。

ただ、家持が「一三詔を耳で聞いたのであれば、意識的に「一三詔歌謡部の「王」を四〇九四番歌当該部で「大皇」に変えたとは言えず、宣命の用字とは無関係に「おほきみ」に「大皇」を宛てたまでである」としか言えない^⑮。しかし、『続日本紀』巻第一六、天平十八年六月二十一日条に「從五位下大伴宿禰家持為越中守」、『万葉集』巻第一七―三九二七番歌題詞に「大伴宿禰家持以天平十八年閏七月被任越中國守即取七月赴任所」とあり（両史料には若干の時間のずれはあるが）家持は天平一八（七四六）年に「越中守」となって任国に赴き、『万葉集』巻第一九―四二四八番歌題詞に「以七月十七日遷任少納言（中略）既滿六載之期忽值遷替

之運」とあることにより、天平一八年から足かけ六年後の天平勝宝三（七五一）年に少納言に任ぜられ京に戻っていることがわかる。一三詔が発せられた天平勝宝元（七四九）年四月朔には家持は越中にいたのである。四〇九四番歌（に続く反歌三首の後の）左注にも「天平感寶元年五月十二日於越中國守館大伴宿禰家持作之」とあり、四〇九四番歌は都から遠く離れた越中で詠まれていることは明らかである。四月朔に発せられた宣命を家持は文書で見、五月二日に四〇九四番歌を詠んだのである。一三詔歌謡部「おほきみ」の用字「王」を四〇九四番歌当該部では意図的に「大皇」に置き換えたのである。

なお、一三詔歌謡部、四〇九四番歌当該部とも、当該「おほきみ」の用字に写本による異同はない^⑯。

1、G「のどには死なじ」と「かへり見は せじ」

「のどには死なじ」と「かへり見は せじ」の異同については窪田空穂が『万葉集評釈 第十一巻』で「多分二様に伝へられてゐたので変へたのであらう」、橋本達雄が『王朝の歌人2 大伴家持』で「宣命のなかで引かれた大伴家伝来の『海行かば』の歌の一句『のどには死なじ』を「顧みはせじ」とかえただけで歌いこみ（中略）このわずかな入れ替えが全体を力強くひきしめ、『言立て』として数段まさる迫力あるものにかえている。家持の感激と緊張とがしからしめた選択といえよう。」と述べているように、大伴家の伝承や一三詔に接した家持の精神状態を異同の原

因とし、一三詔歌謡部と四〇九四番歌当該部間に大きな意味の違いを認めるものではなかった。溝口睦子は『古代氏族の系譜』で「宣命」と『万葉集』では、最後の部分がやや違っているが、しかしこれはもちろんどちらにしても意味は同じであつて」と述べているし、次田潤『万葉集新講』のように最終句の相違を問題とさえしていないものもある。

しかし、「能杼尔波不死」と「可敝里見波 勢自」は章句そのものが完全に相違する。従来より一三詔の「天皇が朝守り仕へ奉る、事顧みなき人等にあれば」【天皇朝守仕奉、事顧^索人等^尔阿礼波】を受けて家持が四〇九四番歌当該部の末尾を改めたという説が多いが、先に引用した窪田空穂説のように二つの伝承があつたという説明や「詔に引かれた戦闘歌謡の結句は『のどには死なじ』となつていた。家持は、それを『顧みはせじ』と改めた。推測であるが、大伴家の保有し來つた伝承には、おそらくそうなつていたので、あえて従わなかつたのであろう。」という北山茂夫の説もある。しかし、原因や理由がどのようであれ、G部の表現を変更するというのは官人である家持が宣命の一部の表現を否定することになり、非常に畏れ多いことではあらずである。それも更なる忠誠を誓う場面においてである。Dの場合も同様であるが、Gの場合は文字だけではなく歌の一部を全く別の表現に変更しているのだから尚更そうであらう。それでも家持は「能杼尔波不死」を「可敝里見波勢自」に変えた。これは一三詔の「天皇が朝守り仕へ奉る、事顧みなき人等にあれば」という表現を反

映したとためと考えられるが、この表現を取り入れることで四〇九四番歌当該部の意味は一三詔歌謡部とは大きく変化する。

まず四〇九四番歌という長歌の一部として「かへり見は せじ【可敝里見波 勢自】」という章句が何を意味するかを確かめる。本稿冒頭に記したとおり、四〇九四歌当該部は「(海では水びたしの屍、山では草むした屍になつても天皇の側で死ぬ。そのことのために) 我が身を顧みない」というのが従来多くの解釈である。しかし、「かへりみはせじ」の用例は『続日本紀』宣命には一三詔歌謡部以外になく、辛うじて『万葉集』に次の一例(四〇九四番歌は除く)が見える。

今日よりは かへり見なくて 大君の 醜の御楯と 出で立
つ我は

【祁布与利波 可敝里見奈久豆 意富伎美乃 之許乃美多豆
等 伊渥多都和例波】

(卷第二〇—四三七三番歌)

この例を見ると、「かへりみなし」と言う語はまさに天皇のために最前線で命を捨てての覚悟を表すのに有効な表現であるように思える。しかし、この歌は一連の下野国の防人歌の中の一首で、左注に「右の一首、火長今奉部与曾布【右一一首火長今奉部与曾布】とあるように、防人の火長の作である。火長とは兵士十人の長であり、古来より誇りを持って天皇に仕える大軍事氏族とし

ての同伴氏の「かへりみなし」の解釈の参考とするには余りに詠み手の立場や意識が違いすぎる。今奉部与曾布の歌にある「祢布与利波 可敞里見奈久弓」の用例のみから同伴家持の四〇九四番歌当該部を防人のように辺境（最前線）で自身を顧みないで死んでいくこともいとわれないという意に解してよいものか。火長が天皇のために戦う覚悟と同伴氏のそれを同列に論じることとはできない。

それでは四〇九四番歌当該部において家持が「かへりみはせじ」という表現で意図した内容はいったい何であったのか。四〇九四番歌詠作の動機となった一三詔の表記を再検討することによって結論に導きたい。

第一に、「天皇朝守仕奉、事顧^奈人等」か「天皇朝守仕奉事、顧^奈人等」か。

四〇九四番歌当該部の「かへり見は せじ」可敞里見波 勢自^①は「一三詔の「大伴・佐伯宿禰は、常も云はく、天皇が朝守り仕へ奉る、事顧みなき人等」にあれば「大伴・佐伯宿禰^波、常母云如久 天皇朝守仕奉、事顧^奈人等^尔 阿礼^波」の部分を受けた表現には相違ない。しかし、現在広く用いられている『続日本紀』のテキストであり本稿も依拠している『新日本古典文学大系¹⁴ 続日本紀 三』が施している「天皇朝守仕奉、事顧^奈人等^尔 阿礼^波」の読点の位置は適当なのであろうか。

同書に「底本には、句読点及び返点は無いが、校訂者の判断によりそれらを加える。」^②とあるようにこの読点の場所は言うまで

もなく校訂者の解釈を含むものである。読点をここに置いて当該部を読むと、「事顧みなき人等【事顧^奈人等】」の「事」が指す内容が曖昧になる。読点を打つとすれば「事」の後であろう。すなわち「天皇が朝守り仕へ奉る事、顧みなき人等【天皇朝守仕奉事、顧^奈人等】」^③とすると、「事」の指す内容は明確になる。「事」は「天皇が朝守り仕へ奉る」を指すのである。同伴氏は「天皇が朝守り仕へ奉る事」に「顧みなき人等」なのであって、海や山で屍をさらすことに「顧みなき人等」なのではない。

第二に、一三詔歌謡部の前後の表現には「汝たちの祖どもの云ひ来らく、「海行かば みづく屍、山行かば 草むす屍、王のへにこそ死なめ、のどには死なじ」と、云ひ来る人等とも聞こし召す。是を以て遠天皇の御世を始めて今朕が御世に当りても、内兵【内兵】と心の中のことはなも遣す。」とあり、この宣命で同伴氏は、大昔から「内兵」すなわち「宮中で天皇に親しく奉仕する武人」^④として天皇に仕えてきたのであって、それは今の世でも同様であると位置づけられており、海や山で屍をさらすことを期待されているわけではない。『続日本紀』天平宝字元（七五七年七月二日条）に見える第一七詔（同じ時に皇太后の諸臣を戒め給へる宣命）にも、「大伴・佐伯の宿禰等は遠天皇の御世より内兵【内^乃兵】として仕へ奉り来」と見えている。

一三詔を受けた四〇九四番歌でも、「海行かば 水漬く屍 山行かば 草生す屍 大君の 辺にこそ死なめ かへり見は せじ」の後に家持は「梓弓 手に取り持ちて 剣大刀 腰に取り佩

き 朝守り 夕の守りに 大君の 御門の守り 我をおきて ました人はあらじ」と続けている。

このように大伴氏はその名が示すとおり大伴門（宮城十二門の一、後の朱雀門）の警備に当たる門部（門号氏族）であり、まさに「おほきみのへ」を守るべき氏族なのである。

言うまでもなく「海行かば……かへり見は せじ」は長歌の一部なのであって、当該部直後の歌詞と整合性をもって解釈しなければならぬ。当該部の後に「大君の 御門の守り 我をおきて また人はあらじ」とある以上、「かへり見は せじ」は「天皇の御門を守り天皇のお側で死ぬこと」を顧みないということなのである。

古来より天皇家に仕えた軍事氏族大伴氏の誇りとするところは、大伴門を守り天皇のお側で死ぬことであって、海や山で屍をさらすことではない。「のどには死なじ【能杼波不死】」を「かへり見は せじ【可敞里見波 勢自】」に変えた理由はここにあるのである。

四、まとめ

以上考察してきたことをまとめ、最後にそれをもとにした四〇九四番歌当該部の解釈を示して本稿を閉じたい。

①『万葉集』巻第一八—四〇九四番歌当該部は従来

「海では水びたしの屍、山では草むした屍」天皇の側で死ぬ

大伴氏

という図式で解釈されてきた。

②四〇九四番歌詠作の動機となったのは第一三詔である。

③四〇九四番歌当該部と一三詔歌謡部は「おほきみ」の用字及び最終句に大きな差がある。

④四〇九四番歌当該部の「おほきみ」は「大皇」、一三詔歌謡部の「おほきみ」は「王」である。『続日本紀』宣命で「おほきみ」を「王」と表記するときは天皇以外の皇族を指すことがある。『万葉集』中の家持の歌で「おほきみ」を「王」と表記するのは安積皇子を指す場合だけで、天皇を指すことはない。平城宮で一三詔が発せられたとき越中にいた家持は一三詔を文書で見たはずであるが、四〇九四番歌当該部に「王」を使わず「大皇」表記を用いた。天皇のために死ぬ誇り、覚悟を明確に示すためである。

⑤家持は一三詔歌謡部最終句「能杼尔波不死」を四〇九四番歌当該部では「可敞里見波勢自」と改めた。これは一三詔に「天皇が朝守り仕へ奉る事、顧みなき人等にあれば」とあることによるが、続く「遠天皇の御世を始めて今朕が御世に当りても、内兵と心の中のことはなも遣す。」という章句と相俟って、古来からの大伴氏の職掌である「大伴門を守る事」について、自らを顧みないという氏族の誇りを表現することができるからである。

⑥四〇九四番歌当該部は長歌の一部であって、同歌中（当該部直

後)に「大君の 御門の守り 我をおきて また人はあらじ」という表現がある以上、「刃にこそ死なめ」は「海や山で死ぬこと」ではなく「天皇の御門を守り 天皇のお側で死ぬこと」と解すべきである。

⑦以上の分析にもとづいた四〇九四番歌当該部の解釈は以下のとおりとなる。

海に行ったら水びたしの屍^{おなき}があり、山に行ったら草むした屍があるが、自分たちは大皇のお側で死のう。(畏くもわが氏族を「内兵」^{おなき}と思つて下さる) 天皇の御門を守るためには自身を顧みることとはしない。

注

- (1) 北村季吟『万葉拾穂抄』貞享三(一六八六)年(古典索引刊行会『万葉拾穂抄』影印・翻刻(附・影印CD-ROM)Ⅳ(巻十五・二十一)二〇〇六年、塙書房)(二五一頁)
- (2) 稲岡耕二『和歌文学大系 4 万葉集(四)』二〇一五年、明治書院(二九七頁)
- (3) 契沖『万葉代匠記』初稿本 貞享四(一六八七)年、(校訂者代表久松潜一『契沖全集 第七巻』一九七四年、岩波書店)(六八頁)、同『万葉代匠記』精撰本 元祿三(一六九〇)年、(同書)(六三頁)、荷田春満・信名『万葉集割記』元文(一七三六—四一)年間(荷田春満全集編集委員

会『新編 荷田春満全集 第五巻 万葉集下』二〇〇六年、おうふう)(三〇二頁)、鹿持雅澄『万葉集古義』天保一〇(一八三九)年(宮内省原本『万葉集古義 第七巻』一八九八年、広谷国書刊行会)(一九二八年昭和版による)(六二、六三頁)(本居宣長『続紀歴朝詔詞解二巻』に記された宣長の見解を引用)、折口信夫『口訳万葉集』一九一六、七年、文会堂(折口博士記念古代研究所編『折口信夫全集 第五巻(中公文庫)』一九七六年、中央公論社)(一九八八年三版による)(三六六頁)、次田潤『万葉集新講』一九二一年、成美堂書店(一九二九年、改訂九版による)(五九二頁)、沢瀉久孝『万葉集新釈 下巻』一九三四年、星野書店(二三三頁)、鴻巣盛広『万葉集全釈 第五冊』一九三四年、大倉広文堂(三三三頁)、佐佐木信綱・尾上八郎『万葉集総釈第九』一八三六年、楽浪書院(五九、六〇頁)(当該部分は尾上八郎、武田祐吉『万葉集全註釈十四』一九五〇年、改造社(八六頁)、窪田空穂『万葉集評釈 第十一巻』一九五二年、東京堂(三九五頁)、佐佐木信綱『評釈万葉集 第六』一九五三年、六興出版社(二九〇頁)、佐伯梅友・藤森朋夫・石井庄司校註『日本古典全書『万葉集』五』一九五五年、朝日新聞社(一九六五年四版による)(一五頁)(当該部分三校註者共同責任)、高木市之助・五味智英・大野晋『日本古典文学大系7 万葉集四』一九六二年、岩波書店、(一九八八年三〇刷によ

る(二八〇頁)(当該部分是小島憲之)、沢瀉久孝『万葉集注釈第十八』一九六七年、中央公論社(一九六九年三版による)(九二頁)、土屋文明『万葉集私注 九』一九七〇年、筑摩書房(六五頁)、小島憲之・木下正俊・佐竹昭広『日本古典文学全集 5 万葉集四』一九七五年、小学館(二六三頁)(当該部分執筆筆者未記載、青木生子・井手至・伊藤博・清水克彦・橋本四郎『新潮日本古典集成 万葉集五』一九八四年、新潮社(二四二頁)(当該部分は清水克彦、曾倉岑・阿蘇瑞枝・小野寛『日本の文学 古典編 4 万葉集 三』一九八七年、ほるぷ出版(一九八頁)(当該部分是小野寛)、桜井満『対訳古典シリーズ 万葉集(下)』一九八八年、旺文社(一九九二年重版による)(二七九頁)、伊藤博『万葉集全注 卷第十八』一九九二年、有斐閣(一四〇頁)、小島憲之・木下正俊・東野治之『新編日本古典文学全集 9 万葉集④』一九九六年、小学館(二五九頁)(当該部分執筆筆者未記載、伊藤博『万葉集私注 九』一九九八年、集英社(五〇二頁)、小島憲之・木下正俊・東野治之『日本の古典をよむ④ 万葉集』二〇〇八年、小学館(二〇一三年第四刷による)(二八四頁)(当該部分は鉄野昌弘、多田一臣『万葉集全解 7』二〇一〇年、筑摩書房(五七頁)、阿蘇瑞枝『万葉集全歌講義(卷第十七・卷第十八) 第9巻』二〇一三年、笠間書院(二七三頁)

(4) 下河辺長流『万葉集管見』寛文(一六六一―七三)(万葉集古註集成編集委員会『万葉集古註集成近世編①第一巻』一九八九年、日本図書センター)(三八二頁)

(5) 橘千蔭『万葉集略解』寛政八(一七九六)年(与謝野寛・正宗敦夫・与謝野晶子編『日本古典全集第一回 万葉集略解 第八』一九二七年、日本古典全集刊行会)、『覆刻日本古典全集 万葉集略解 八』一九八二年、現代思潮社による)(三〇頁)、中西進『万葉集全訳注原文付(四)(講談社文庫)』一九八三年、講談社(一九九三年九刷による)(一七〇頁)

(6) 金井清光「仏教民俗学から見た『海行かば水漬く屍』(『日本歌謡研究 第二十九号』一九八九年二月 所収)

(7) 折口信夫「日本文学の発生―その基礎論―」(『中公文庫 折口信夫全集 第七巻 国文学篇1』一九七六年、中央公論社、一九八七年再版による(二二頁)。初出は『岩波講座 日本文学 第十一輯』一九三三年、岩波書店)

(8) 仙覚『万葉集註釈』(仙覚抄)文永六(一二六九)年(『万葉集古註釈大成 万葉集仙覚抄 万葉集名物考 他二編』一九七八年、日本図書センター)(二三頁)、北村季吟(前掲書、同頁)、契沖『万葉代匠記』初稿本(同頁)、同『万葉代匠記』精撰本(同頁)、荷田春満・信名(前掲書、同頁)、橘千蔭(前掲書、同頁)、鹿持雅澄(前掲書、六二頁)、次田潤(前掲書、五九〇頁)、井上通泰『万葉集

新考 卷十八』一九二六年、歌文珍書保存会（井上通泰上代関係著作集7 万葉集新考 第七）一九八六年、秀英書房、三七三九頁）、鴻巣盛広（前掲書、三七七頁）、窪田空穂（前掲書、三九六頁）、中西進（前掲書、一七二頁）、伊藤博（前掲書、一四四、五頁）、小野寛『新選万葉集抄』一九九三年、笠間書院（二〇〇九年新装版による）（二三三頁）、小島憲之・木下正俊・東野治之（前掲書、同頁）、阿蘇瑞枝（前掲書、三七七、八頁）

（9）市瀬雅之『出金詔書歌』の詠作動機（同『大伴家持論—文学と氏族伝統—』一九九七年、おうふう、所収。初出は『中京国文学』第一五号、一九九六年三月。原題「天平感宝元年五月十二日の家持—『賀陸奥国出金詔書歌』の成立—」）

（10）國學院大學研究開発推進機構日本文化研究所編『万葉集神事語辞典』（二〇〇八年、國學院大學）「おきみ」項目（執筆：菊地義裕）に「用字は一字一音の仮名書きのほか、大王（五七例）、王（二七例）、大皇（二三例）、皇（七例）、大君・多公（各一例）（六三頁）とあるに従い、『万葉集』の大伴家持作歌中から用例を収集した。一字一音の仮名書き用例は依拠テキストに「おきみ」と平仮名で読みが示されているものを拾い、それ以外は原表記に「大王」「王」「天皇」「大皇」「皇」「大君」「多公」の文字列が含まれているものを抽出した。「多公」は家持の歌に用例

がなかった。なお、題詞または左注のみに「王」等とあるものは除いた。

（11）『続日本紀』宣命のうち「オホキミ」と訓じるのが適当と認められるもの（用字は「王」「皇」「諸王」）を示した。訓の認定は北川和秀『続日本紀宣命 校本・総索引』（一九八二年、吉川弘文館）一四二頁によった。「オホキミタチ」は除く。

（12）金子武雄『続日本紀宣命講』一九四一年、白帝社（一九八九年、高科書店復刊による）は「元正」とする（一一九頁）。

（13）家持は二三詔を耳で聞いたのか目で見たのかという論点は、二〇一五年八月九日、古事記学会八月例会における口頭発表時に志水義夫東海大学教授より提示いただいた。

（14）『既満六載之期』とは天平十八年閏七月越中守になつてから、勝宝三年七月少納言に任ぜられて上京するまで満五年、足かけ六年に互つてゐた事をいふ。（『沢瀉久孝』『万葉集注釈卷第十九』一九六八年、中央公論社）（一九六九年三版による）（二六二頁）という解釈に従った。

（15）天平感宝元年は天平勝宝元年と同年（七四九年）。天平二一年四月一四日に天平感宝と改元、同年七月二日に天平勝宝と改元。本稿では引用部分を除き七四九年を天平勝宝元年と表記した。

（16）一三詔は青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤礼幸校注

- 『新日本古典文学大系14 続日本紀 三』一九九二年、岩波書店により、四〇九四歌は『校本万葉集九』一九三二年、岩波書店（一九八〇年、二刷新增補版による）・『校本万葉集（新增補版）十六』一九八一年、同・『校本万葉集（新增補版）十八（追補）一九九四年、同・『校本万葉集別冊三』（広瀬本影印）一九九四年、同により確認。
- (17) 窪田空穂（前掲書、三九四頁）
- (18) 橋本達雄『王朝の歌人2 大伴家持』一九八四年、集英社（二五八頁）
- (19) 溝口睦子『古代氏族の系譜』一九八七年、吉川弘文館（二六四頁）
- (20) 次田潤『万葉集新講』一九二二年、成美堂書店（一九二九年、改訂九版による）（五九〇頁）
- (21) 沢瀉久孝『万葉集注釈卷第十八』一九六七年、中央公論社（一九六九年三版による）（九九頁）、井村哲夫・阪下圭八・橋本達雄・渡瀬昌忠『有斐閣新書 注釈万葉集〈選〉』一九七八年、有斐閣（三二七頁）（当該部分は橋本達雄）、多田一臣『万葉集全解 7』二〇一〇年、筑摩書房（五七頁）、川口常孝『大伴家持』一九七六年、桜楓社（七四〇頁）、伊藤博・稲岡耕二編『有斐閣選書 万葉集を学ぶ〈第八集〉』一九七八年、有斐閣（一〇九頁）（当該部分は小野寛）
- (22) 北山茂夫『万葉集とその世紀（下）』一九八五年、新潮社

- (一九四、五頁)
- (23) 「軍防令」に【凡兵士。十人為二火。】と見える。
- (24) 青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤礼幸校注（前掲書、二二頁）
- (25) 『続日本紀』宣命中【仕奉事】は一三詔以外に左の一例があり、注（24）揭示書と同一校注者による『新日本古典文学大系12 続日本紀 一』も、ここでは「事」の前ではなく後に読点を打っている。
- ……汝藤原朝臣の仕へ奉る状は今のみに在らず、掛けまくも畏き天皇が御世御世仕へ奉りて、今もまた、朕が卿と為て、明き浄き心を以て、朕を助け奉り仕へ奉る事の、重しき勞しき事を念ほし坐す御意坐すに依りて、……
- 【……汝藤原朝臣乃仕奉状者今乃未不在。掛母畏支天皇御世々仕奉而、今母又、朕卿止為而、以明浄心而、朕乎助奉仕奉事乃、重支勞支事乎所念坐御意坐尔依而、……】
- （『続日本紀』第二詔（文武宣） 慶雲四年（七〇七）四月十五日（藤原不比等到に食封を賜へる宣命））
- (26) 注（24）揭示書（七二頁）
- （凡例）
- 引用箇所も含めて漢字は原則として現在通行の字体を用いた。ただし『万葉集』の校訂本文については依拠テキストの字

体をそのまま用いた。

史料や文献の引用や参照に際して初版（初刷）以外を用いた場合は当該版（刷）の発行年のほか（ ）内に初版（初刷）の発行年を示した。初版（初刷）を用いた場合はその発行年のみを記した。

引用部の傍線は藤原によるものである。

（依拠テキスト）

『万葉集』……木下正俊校訂『万葉集 CD-ROM版』二〇〇一年、塙書房、『続日本紀』……青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤礼幸校注『新日本古典文学大系12 続日本紀 一』一九八九年、岩波書店（一九九〇年二刷による）、同『同13 同二』一九九〇年、同『同14 同三』一九九二年、同『同15 同四』一九九五年、同『同16 同五』一九九八年、同、『律令』……井上光貞・関晃・土田直鎮・青木和夫校注『日本思想大系3 律令』一九七六年、岩波書店（一九九〇年一四刷による）。なお『続日本紀』宣命標題は金子武雄『続日本紀宣命講』一九四一年、白帝社（一九八九年、高科書店復刊）による。

附言 本稿は平成二七年度古事記学会八月例会（同年八月九日、於大阪市立大学）及び同年度古代研究会十一月例会（同年一月二一日、於京都大学楽友会館）における研究発表（発表題目は両会とも本稿に同じ）を経て作成した。ご指導、ご助言

いただいた先生方に心より感謝申し上げます。なお、客観的な記述を担保するため、研究者名の敬称を省いた。失礼の段、ご寛恕賜りたい。

（ふじわら・たかかず 本学教授）